刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第81号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(災害救助法施行細則の一部改正)

第1条 災害救助法施行細則 (昭和35年岩手県規則第59号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後			
様式第7号(第11条関係)	様式第7号(第11条関係)			
[略]	[略]			
(裏)	(裏)			
[略]	[略]			
1~4 [略]	1~4 [略]			
5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったと	5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったと			
きは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の <u>懲</u>	きは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の <u>拘</u>			
<u>役</u> 又は30万円以下の罰金に処せられる。	<u>禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処せられる。			
備考 改正部分は、下線の部分である。				

(岩手県恩給給与細則の一部改正)

[略]

様式第18号(第2条関係)

第2条 岩手県恩給給与細則 (昭和40年岩手県規則第24号) の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
様式第13号(第2条関係)		様	様式第13号(第2条関係)		
[略]			[略]		
停止事由	次の該当する番号に○印を付けてください。		停止事由	次の該当する番号に○印を付けてください。	
	(1) 3年以下の <u>懲役又は禁錮の刑</u> に処せ			(1) 3年以下の <u>拘禁刑</u> に処せられたこと	
	られたこと。			۰	
	(2)・(3) [略]			(2)・(3) [略]	
[略]			[略]		
[略]		[略]			
様式第17号(第2条関係)		様	様式第17号(第2条関係)		
[略]			[略]		
[略]			[略]		
・ 3年を超える <u>懲役又は禁錮の刑</u> に処せられたこと			· 3年	を超える <u>拘禁刑</u> に処せられたこと。	
0					
・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に			 在職 	战中の職務に関する犯罪により <u>拘禁刑</u> 以上の刑	
処せら	れたこと。		に処せ	られたこと。	
[略]			[略]		
[略]			[略]		

[略]

様式第18号(第2条関係)

[略]

「略]

- ・ 3年を超える<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたこと
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により<u>禁錮</u>以上の刑に 処せられたこと。

「略]

[略]

[略]

様式第19号 (第2条関係)

「略]

・ 3年を超える<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたこと

[略]

「略]

様式第20号(第2条関係)

「略]

年 月 日 (罪名)

より $\left[\frac{\underline{\underline{*}}\underline{\underline{w}}}{\underline{\underline{w}}}\right]$ 年 月の $\underline{\underline{m}}$ に処せられたが、

[略]

[略]

様式第21号(第2条関係)

[略]

上記の者は、 年 月 日 (罪名)

により $\left[\frac{\underline{禁錮}}{\underline{*}} \right]$ 年 月の<u>刑</u>に

処せられたが、 \qquad 年 月 日 $\begin{bmatrix} \mathcal{F} & \mathcal{O} & \mathbb{F} & \mathcal{E} \\ \frac{1}{2} & \frac{1}$

「略〕

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

[略]

「略]

- ・ 3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑 に処せられたこと。

「略]

[略]

[略]

様式第19号 (第2条関係)

[略]

・ 3年を超える拘禁刑に処せられたこと。

[略]

「略]

様式第20号 (第2条関係)

「略]

年 月 日 (罪名)

に

より 年 月の<u>拘禁刑</u>に処せられたが、 年

月 $B = \{ \{ \{ \} \} \} \}$ 日 $\{ \{ \} \}$ の 罪 に つ い て は 、 大 赦 執行猶予の言渡しを取り消されることなくそ を 受 け た $\{ \} \}$ ことを申し立てます。

[略]

「略]

様式第21号(第2条関係)

[略]

上記の者は、 年 月 日 (罪名)

により 年 月の<u>拘禁刑</u>に処せ

られたが、 年 月 日 [そ の 罪 に つ 執行猶予の言渡しい て は 、 大 赦 を 受 け た] ことを申を取り消されることなくその期間を経過した] ことを申し立てます。

[略]

[略]

(県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年岩手県規則第83号)の一部を次のように改正する。

 (休業補償を行わない場合)

- 第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合 | 第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合 は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死 刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第 168号) 第56条第3項の規定により少年院において刑を執 行する場合における当該少年院を含む。) に拘置されてい る場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されて いる場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法 律第286号) 第2条の規定による監置の裁判の執行のため 監置場に留置されている場合

(2) 「略]

(休業補償を行わない場合)

は、次に掲げる場合とする。

- (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の 言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号) 第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する 場合における当該少年院を含む。) に拘置されている場合 、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場 合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第 286号) 第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置 場に留置されている場合
- (2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第4条 心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第3号(第7条関係)	様式第3号(第7条関係)
[略]	[略]
(裏面)	(裏面)
$1\sim4$ [略]	1~4 [略]
5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは	5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは
、その該当する期間、年金の支払をいたしません。	、その該当する期間、年金の支払をいたしません。
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>懲役又は禁固の刑</u> に処せられ、刑の執行を受けて	(2) <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。
いるとき。	
(3) [略]	(3) [略]
6~10 [略]	6~10 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の退職手当の支給等に関する規則(昭和50年岩手県規則第70号)の一部を次のように改正する。

改止前	改止後		
様式第24号(第29条関係)	様式第24号(第29条関係)		
[略]	[略]		
裏	裏		
[略]	[略]		
(支払差止処分の取消し)	(支払差止処分の取消し)		
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消	この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消		
され、支払を差し止められている一般の退職手当等の額	され、支払を差し止められている一般の退職手当等の額		
が支払われます。	が支払われます。		
1 [略]	1 [略]		

- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)
- 3 「略]

様式第25号(第29条関係)

[略]

裏

「略]

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、支払を差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。

- 1 「略]
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 4 [略]

[略]

2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が 確定した場合を除く。)

3 「略]

様式第25号 (第29条関係)

[略]

重

「略]

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、支払を差し止められている一般の退職手当等の額 が支払われます。

- 1 「略]
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 4 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則の様式による公用令書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による公用令書等とみなす。
- 3 この規則の施行前に犯した罪につき懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている場合は、第3条の規定による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合とみなす。